剣道七段および六段審査会（愛知）要項

全日本剣道連盟

1．期　　日

（1）**七段審査会**

①　令和２年５月16日（土）

②　受付開始・終了および審査開始時刻

ア．**54歳以下（54歳含む）**

受付時間　午前９時～午前９時30分

審査開始　午前９時50分（予定）

イ．**55歳以上（55歳含む）**

受付時間　午前11時30分～12時（正午）

審査開始　54歳以下実技審査終了後

（2）**六段審査会**

①　令和２年５月17日（日）

②　受付開始・終了および審査開始時刻

ア．**49歳以下（49歳含む）**

受付時間　午前９時～午前９時30分

審査開始　午前９時50分（予定）

イ．**50歳以上（50歳含む）**

受付時間　午前11時30分～12時（正午）

審査開始　49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。

2．会　　場

名古屋市枇杷島スポーツセンター

（名古屋市西区枇杷島一丁目1番2号）　　電話 052－532－4121

※別紙案内図参照

3．主　　催

全日本剣道連盟

4．審査方法

全日本剣道連盟　剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

5．審査科目

七段・六段とも、次による。

（1）実　　技

（2）日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6．受審資格

（1）七　　段

平成26年５月31日以前に六段を取得した者。

（2）六　　段

平成27年５月31日以前に五段を取得した者。

7．年齢基準

審査日の当日（七段は令和２年５月16日、六段は令和２年５月17日）とする。

8．申 込 み

（1）申込方法　受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。なお、個人直接の申込みは受理しない。

（2）申込締切　**※各支部締切：令和２年２月１４日（金）**
（3）申 込 先　**県剣連締切：令和２年２月２１日（金）　いずれも 厳守必着**

〒８７０－１５０５
大分市西大道１丁目１番７６号（電　話）０９７-５４７－９９８０
一般財団法人大分県剣道連盟　（ＦＡＸ）　０９７-５４７－９９８１

（4）申 込 書

ア　各段位ごとに所定の用紙による。
イ　現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない。)
ウ　剣道七・六段申込書には審査開催地(愛知県)を明確に記入すること。

※ 所定用紙をホームページよりダウンロードし必要事項を記入の上
審査料を添え登録支部を通じて申し込むこと支部は申込者を一括して申し込みのこと。
9．令和２年度年間会費を納入のこと

その他

受審者は受付時間を周知徹底ください

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」７月号および全剣連ホームページ(https://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。
受審者は、健康保険証を持参のこと。
高齢の受審者については、特に留意のこと。
主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。
なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

（1） 本審査会には、4月29日（祝）京都府で実施される剣道六段審査会、４月30日（木）剣道七段審査会に受審する者は、受審出来ない。
（2） 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
（3） 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
（4） 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。
なお、本審査日より１年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

剣道七・六段審査会会場案内図

名古屋市枇杷島スポーツセンター

住　所　　愛知県名古屋市西区枇杷島一丁目１番２号
　　＊下記案内図参照
電　話　　052—532—4121
交　通　　名鉄　　名古屋本線　　栄生駅又は東枇杷島駅下車　徒歩７分
　　市バス（名古屋駅）　　レモンホーム10番のりば発　４系統循環
　　レモンホーム11番のりば発　117系統循環
　　枇杷島スポーツセンター下車

交通案内図

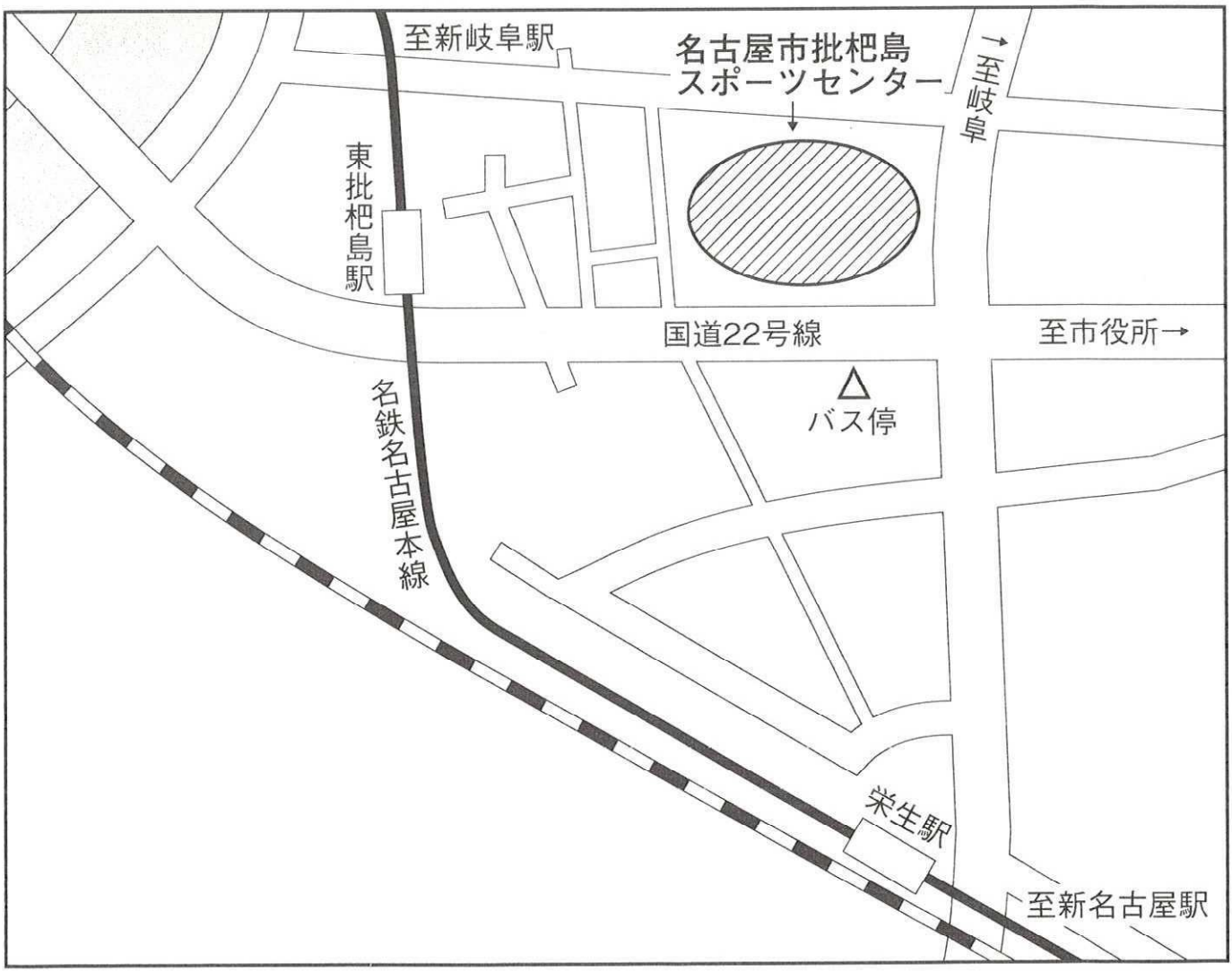

※なお、受審者の方は会場の駐車台数の少ないことと、付近の違法駐車による苦情のでることから車の利用はご遠慮ください。

令和2年1月22日

各都道府県剣道連盟　御中

全 日 本 剣 道 連 盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取消し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年４～５月の京都府・愛知県で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取消し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

１　令和２年４～５月実施の剣道七段・六段審査会(京都府・愛知県)に申込みをしている者。

２　都道府県剣道連盟より書面またはＦＡＸにより、七段・六段の変更通知を４月１５日(水)までに、全日本剣道連盟に提出した者。

返金受付期日

１　剣道八段・七段・六段審査会（京都府）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはＦＡＸにより、返金申し出を４月１５日（水）までに、全日本剣道連盟に提出した者。

２　剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはＦＡＸにより、返金申し出を５月２日（土）までに、全日本剣道連盟に提出した者。

以　上